

松江市上下水道局公告 第68号

公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託公募型プロポーザルの実施について

松江市上下水道局では、令和3年度から令和7年度までの5年間、水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務を委託する事業者の選定を、公募型プロポーザル方式により実施します。

令和元年9月6日

松江市上下水道事業管理者  
上下水道局長 川原良一

1 委託業務名

水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託

2 委託業務の対象区域

水道事業については、斐川宍道水道企業団給水区域を除く松江市行政区域全域とし、下水道事業については松江市行政区域全域（斐川宍道水道企業団給水区域を含む）とする。

3 委託業務の範囲

- (1) 検針・調定・収納業務
- (2) 滞納整理業務
- (3) 接続勧奨業務
- (4) 窓口業務
- (5) 電算開発業務
- (6) 電算運用業務

4 契約期間

契約の日（令和元年12月3日予定）～令和8年3月31日

うち準備期間 契約の日～令和3年3月31日

実施期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

5 委託業務の主な執務場所

松江市学園南一丁目17番24号

松江市上下水道局 1階 お客さまセンター

6 プロポーザルの参加資格

プロポーザルの参加資格は、以下のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 参加申込書の提出時点において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は、第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (3) 登記上の本店所在地における法人市町村民税及び固定資産税に滞納がない者。
- (4) 「松江市物品の売買等指名競争入札参加資格者指名停止要綱」、「松江市建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱」、「松江市上下水道局建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱」に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 賠償保険に加入している者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 個人情報の漏えい、滅失、き損又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者。
- (8) プライバシーマーク又はI SMSの情報セキュリティ関連認証を取得していること。
- (9) 当該業務委託の目的達成に必要な人数の従事者を配置できる者であること。
- (10) 現在給水人口の合計が10万人以上の水道事業体が委託した、検針業務、収納業務（滞納整理業務を含む）、窓口業務、電算開発業務の4種類の業務のうち3種類以上の、平成28年3月31日以降に完了ないし継続中の業務実績を持つ者。
- (11) 共同企業体で参加する場合は、次の条件を全て満たすこと。
  - ①共同企業体の構成員数は、2又は3社とする。
  - ②各構成員の出資比率は、代表者の出資比率を最大として、最小の出資比率は2社の場合30%以上、3社の場合20%以上とすること。
  - ③共同企業体の全ての構成員が（1）から（7）までの条件を満たすものであること。

- ④共同企業体の構成員のいずれかが（８）から（１０）までの条件を満たすものであること。
  - ⑤共同企業体の構成員は、委託業務について当該共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
  - ⑥共同企業体の構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員として本件プロポーザルに参加していないこと。
- （１２）プロポーザルに参加を申し込む事業者（以下「参加者」という。）が、契約締結時まで（１）から（１１）までの条件を満たさなくなったとき及び提出する書類に関して、重要な事項について虚偽の記載を行ったときは、契約を締結することはできない。

## 7 プロポーザル参加申込に必要な書類

提出書類に記載する事項の基準日は公告日とし、書類の作成に係る費用は、参加者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。

参加者は、次の書類を所定の期限までに松江市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- （１）プロポーザル参加申込書（第１号様式）
- （２）業務実績一覧表（第２号様式）及び業務実績調査票（第３号様式）
- （３）会社概要（パンフレット等及び本店所在地の法務局が公告日より３か月以内に発行した商業登記簿謄本）及び財務状況を示す書類〔直近２か年の決算貸借対照表、損益計算書及び注記（会計方針等）〕
- （４）連絡先等の担当部署が記載された書類
- （５）第６項（１０）の実績となる契約書の写し、又は証明できる書類
- （６）登記上の本店所在地における法人市町村民税及び固定資産税に滞納がないことの納税証明書（公告日より３か月以内に発行されたもの）
- （７）賠償保険の加入状況について確認できるもの（保険証書の写し等）
- （８）委託業務共同企業体協定書（第４号様式、共同企業体で参加する場合）
- （９）企業の経営方針及び取り組みについて（第５号様式）
- （１０）業務体制に関する企画及び技術提案（第６号様式）
- （１１）検針・調定・収納業務に関する企画及び技術提案（第７号様式）
- （１２）滞納整理業務に関する企画及び技術提案（第８号様式）
- （１３）接続勧奨業務に関する企画及び技術提案（第９号様式）
- （１４）窓口業務に関する企画及び技術提案（第１０号様式）
- （１５）電算開発及び電算運用業務に関する企画及び技術提案（第１１号様式）
- （１６）個人情報保護に関する企画及び技術提案（第１２号様式）
- （１７）災害及び緊急時対策等危機管理に関する企画及び技術提案（第１３号様式）

(18) 提案価格書（業務受託見積書）

※ 提出書類は、原則としてA4版サイズの種類とし、作成は日本語によるものとする。提出書類には目次及び頁番号を付け、書留あるいは簡易書留にて郵送（ゆうパックも可）すること。なお、電子装置に使用する記憶媒体での提出は認めない。

8 プロポーザル参加申込手続き等について

(1) プロポーザル参加申込書の提出について

①提出期限は、令和元年10月4日（金）必着とする。

②提出先は、〒690-0826 松江市学園南一丁目17番24号 松江市上下水道局業務部営業管財課とする。

③提出書類は、正本1部と写し9部とする。ただし、提案価格書（業務受託見積書）は、封かん（割印したもの）し、1部提出すること。到着した提出書類は書き換え・引き換え又は撤回することはできない。

(2) 質疑について

本プロポーザル等に関する質問は、令和元年9月20日（金）午後5時15分までに質問書（第14号様式）により書面にて行うこと。以後の質問、異議は認めない。また、公告の変更等及び質疑内容（質問及び回答）は松江市上下水道局ホームページの「水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託公募型プロポーザルの実施について」欄で公開するので、必ず参照すること。

9 提案価格上限額

契約期間総額1,038,000,000円（消費税及び地方消費税抜き）を上限とする。提案見積金額は、この上限額を超えてはならない。

ただし、この金額は契約締結時の予定価格を示すものではなく、プロポーザル内容の規模を示すためのものである。

10 提出書類の書式

所定の書式は、上下水道局ホームページからダウンロードした書式を使用すること。

11 失格条件

失格条件は、水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託公募型プロポーザル実施要領第15項に基づく。

12 プロポーザルの審査及び通知

審査は、プロポーザル審査委員会において提出書類及びヒアリング（プレゼンテーション）により行い、その結果は令和元年11月上旬に書面により通知する。

13 提出書類作成上の留意事項

書類作成にあたっては、この公告のほか、水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託公募型プロポーザル実施要領及び実施説明書を参照すること。また、具体的な業務内容については、業務水準書を参照すること。

14 担当課

〒690-0826 松江市学園南一丁目17番24号

松江市上下水道局業務部営業管財課

TEL 0852-55-4914

FAX 0852-55-4891

担当者 坂本、津森